

あ い さ つ



この度、浮羽医師会の「かかりつけ医と精神科医との連携強化事業」を中心に「浮羽地域在宅医療推進事業」の協力のもと、精神障害者に対する充実した支援体制を構築し障害福祉サービスを安心して提供できるよう、医療・福祉・行政等機関と連携し、各機関の役割・制度を確認・整理し、円滑な支援の活性化を図るため「うきは市・久留米市田主丸町」地区の支援機関の情報・各種制度やサービスを整理した資料「社会資源集～ソーシャルサポートのために～」を作成しました。

今回の冊子作成にご協力をいただいた、多くの委員の方々や関係機関に深く感謝申し上げます。

この資料が有効に活用され、「うきは市・久留米市田主丸町」地区における精神障害者を地域で支える支援体制の輪が、ますます広がることを期待します。

平成 26 年 4 月 1 日

一般社団法人浮羽医師会
会長 戸次 鎮史
担当理事 菊池 俊夫
編集代表 梅根眞知子

目 次

《手帳について》

| | |
|--------------|-------|
| ・身体障害者手帳 | |
| ・療育手帳 | |
| ・精神障害者保健福祉手帳 | |

ページ

1

2

3

《保健・医療について》

○精神保健福祉

| | |
|------------------|-------|
| ・自立支援医療（精神通院医療） | |
| ・精神科デイケア | |
| ・訪問看護 | |
| ・精神保健福祉相談・心の健康相談 | |
| ・高次脳機能障害 | |

4

5

6

7

8

○保険

| | |
|----------------|-------|
| ・健康保険 限度額適用認定証 | |
| ・重度障害者医療 | |
| ・後期高齢者医療制度 | |
| ・介護保険制度 | |

9

10

11

12・13

《日常生活の支援》

| | |
|-------------------------|-------|
| ・障害者総合支援法に基づくサービス | |
| ・成年後見制度 | |
| ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） | |

14・15

16・17

18

《就労について》

| | |
|--------------------|-------|
| ・ハローワークの障害者雇用支援 | |
| ・障害者就業・生活支援センター | |
| ・福岡障害者職業センター | |
| ・精神障害者職親制度（社会適応訓練） | |

19

20

21

22

《経済的な支援》

| | |
|------------------|-------|
| ・障害基礎年金・障害厚生年金 | 23・24 |
| ・特別障害給付金 | 25 |
| ・特別障害者手当・障害児福祉手当 | 26 |
| ・特別児童扶養手当・児童扶養手当 | 27・28 |
| ・心身障害者扶養共済制度 | 29・30 |
| ・生活福祉資金貸付制度 | 31 |
| ・生活保護 | 32 |

《税の控除について》

| | |
|-----------------------|----|
| ・所得税控除（障害者控除） | 33 |
| ・住民税の非課税または所得控除 | 34 |
| ・自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免 | 35 |

《その他》

| | |
|--------------------------|-------|
| ・障害者 110 番 | 36 |
| ・NTT 電話番号案内の無料措置（ふれあい案内） | 37 |
| ・行政機関連絡先一覧 | 38・39 |

かかりつけ医と精神科医との連携強化事業

「心の病」も早期発見、早期治療です。

「お父さん！ 眠りますか？」

- 疲れているのに、二週間以上
眠れない日が続いている
- 食欲がなく、体重が減っている



もしかしたら「うつ」かも…
かかりつけ医にご相談下さい！

浮羽医師会は「かかりつけ医と精神科医との連携強化事業」を実施しています。



一般社団法人 浮羽医師会・・・☎ 75-3379

浮羽医師会訪問看護ステーション・・・☎ 75-2866

（訪問看護・ケアプラン作成）〒839-1321 うきは市吉井町347-17

「認知症・うつ」相談窓口・・・☎ 75-8077

身体障害者手帳

身体障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。
この手帳を持っていることにより様々なサービスが受けられます。

1 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能、肝臓の各機能）の障害で、身体障害者手帳等級に該当するもの

2 手帳の等級

障害の程度により1～6級に区分されます。また運賃割引等の種別として1種、2種があります。

3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・顔写真（横3cm×縦4cm）
- ・診断書（身体障害者診断書・意見書）
- ・印鑑

4 窓 口

| 市町名 | 担 当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

浮羽地域在宅医療推進事業
(田主丸・吉井・浮羽) **生活支援 介護 医療**
浮羽医師会は高齢者社会を見据え、
行政・医療・介護との多職種との連携をとり、
在宅で安心して「医療・介護・見守り」が出来るよう、
浮羽地域在宅医療推進事業を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会 ☎ 75-3379
浮羽医師会訪問看護ステーション ☎ 75-2866
(訪問看護・ケアプラン作成) ☎ 839-1321 うきは市吉井町347-17
「認知症・うつ」相談窓口 ☎ 75-8077



療育手帳

知的障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより様々な支援が受けられます。

手帳の有効期限は障害の程度に応じて個々に設定されます。更新される場合は申請に基づいて障害の状態を再認定し更新します。

1 手帳区分

| 区分 | 表示 | 程度 |
|----|---------------|----------------------------------|
| A | A1 (最重度) | 概ね IQ20 以下 |
| | A2 (重 度) | 概ね IQ21~35 |
| | A3 (重度・合併) | 概ね IQ36~50 で 身体障害者手帳 1~3 級を所持 |
| B | B1 (中 度) | 概ね IQ36~50 |
| | B2 (軽 度) | 概ね IQ51~75 |

2 手続きの方法

《18歳未満の方》

申請の窓口は児童相談所です。お電話にて療育手帳を取得したい旨をお伝えし、検査・判定を受ける日の予約を入れて下さい。

《18歳以上の方》

お住いの市町役場で申請ください。また判定は更生相談所（春日市）で行われますので、市町役場の担当者と相談の上、検査・判定の予約を入れて下さい。

3 窓 口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより様々な支援が受けられ、精神障害のある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

手帳の有効期限は2年です。申請に基づいて2年毎に障害の状態を再認定し更新します。(有効期限の3ヶ月前から申請できます)

1 対象者

- ・精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方（知的障害は含まれない）
- ・初診日（精神科へ初めて受診した日）から6ヶ月以上経過した方

※入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

2 手帳の等級

障害の程度に応じて1～3級に区分されます。

- ・1級 … 日常生活がひとりで出来ず、他の人の助けが必要な状態
- ・2級 … 必ずしも他人の助けを必要としないが、日常生活に困難がある状態
- ・3級 … 障害は重くないが、日常生活、社会生活上の制約がある状態

3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・顔写真（横3cm×縦4cm）
- ・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

なお、障害年金受給者は年金証書の写し及び直近の振込通知書、特別障害給付金受給者は受給資格者証の写しで代用可。

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のために治療を受ける場合、外来への通院、投薬、訪問看護など必要な医療に関する医療費の自己負担が原則として1割になります。また、世帯の税額等に応じて、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。

有効期間は1年です。更新申請は有効期間終了の3ヶ月前からできます。

1 対象者

自立支援医療機関にて、何らかの精神疾患により通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方
例：統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん 等

※入院されている方は対象となりません。

2 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）
 - ・健康保険証の写し（国民健康保険の方は世帯全員分）
 - ・「世帯」の課税状況に関する書類
 - ・印鑑
 - ・同意書（市町村民課税状況等の調査）
 - ・市町村民税状況、収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）
- ※障害者手帳と同時申請の場合は、手帳用の診断書のみで申請できます。

3 窓 口

| 市町名 | 担 当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市（田主丸町） | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

精神科デイケア

1 サービス内容

地域で生活している精神障害者の方が、同じ悩みを持った仲間と一緒に色々な活動を通して社会生活を送ることができるように支援している通所施設です。

活動の内容は、各デイケアによって様々で、スポーツ活動、レクリエーション活動、創作活動、園芸などがあります。

2 利用できる方

精神障害者で精神科病院へ通院中の方。

3 デイケア実施病院

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 | 利用相談窓口 |
|------------------|--------------------|--------------|------------------------|
| 田主丸中央病院 | 久留米市田主丸町益生田 892 | 0943-72-2460 | デイケアスタッフまたは病院ソーシャルワーカー |
| 筑後吉井こころ ホスピタル | うきは市吉井町 216-2 | 0943-75-3165 | 病院ソーシャルワーカー |

かかりつけ医と精神科医との連携強化事業

「心の病」も早期発見、早期治療です。

「お父さん！眠れていますか？」

疲れているのに、二週間以上
 眠れない日が続いている

食欲がなく、体重が減っている

もしかしたら「うつ」かも…
かかりつけ医にご相談下さい!

浮羽医師会は「かかりつけ医と精神科医との連携強化事業」を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会… ☎ 75-3379
浮羽医師会訪問看護ステーション… ☎ 75-2866
(訪問看護・ケアプラン作成) 〒839-1321 うきは市吉井町347-17
「認知症・うつ」相談窓口… ☎ 75-8077



訪問看護

主治医の指示のもと、看護師、ソーシャルワーカー等が自宅へ訪問し、安心して在宅療養生活が継続できるように支援します。

1 サービスの内容

- 病状の安定をはかる・・・・・・・・通院、服薬が継続でき、安定した状態が続くようにします。また副作用がないかなど健康状態も定期的にみていきます。
- 不安や心配なことが軽減できる・・話によく聞いて、対応方法と一緒に考えます。
- 生活がスムーズにできる・・・・・生活のリズムや生活しづらいところを聞いて、一緒に行動したり、必要に応じてデイケアやヘルパーサービス等に繋ぐなど、その人にはあった内容で話し合います。
- 人の関係・・・・・・・・・・家族や人との付き合い方などその人に合った方法で負担なく生活できるように考えていきます。家族へ、本人との付き合い方など相談にのります。
- その他相談に応じます・・・・・・その人に合った社会復帰に向けて一緒に考え、必要に応じて利用できる制度やサービスの情報提供を行います。

2 対象者

病気や障害で在宅療養をしている方

3 利用方法

直接、かかりつけ医、または病院の相談員に相談してください。

4 手続き後の流れ

- ①訪問看護ステーション、または病院担当者から主治医へ連絡し、訪問看護指示書を書いてもらいます。
- ②利用者、家族等と直接面談、もしくはお電話で、訪問看護の説明、同意、日程など決めます。
- ③契約します。
- ④訪問看護開始（③④を同時にすることもあります）

精神保健福祉相談・心の健康相談

福岡県精神保健福祉センター

こころの健康問題や病気で困っているご本人、ご家族や身近な方からの相談をお受けしています。

1 対象者

- こころの負担になっている悩みや心配等、どなたでも気軽に相談できます。
- ・自分自身についてのこころの悩みや、家庭・職場・学校での対人関係の悩み
 - ・ご家族や知人の性格や行動などが心配なとき
 - ・アルコールや薬物乱用などで悩んでいるとき
 - ・不登校、ひきこもりなど、思春期に起こりがちな問題で悩んでいるとき
 - ・大切な人を亡くし、気持ちの整理がつかないとき など

2 相談方法

(1) 来所相談

相談日時：月・火・木・金曜日 9:00～12:00

相談は予約制になっています。電話でお申し込みください。

相談は無料ですが、精神科医による診察が必要な場合には保険診療となります。

(2) 電話相談

相談日時：月～金曜日 8:30～17:15 (無料)

3 相談・予約・問合せ先

福岡県精神保健福祉センター 相談指導課

電話：092(582)7500

住所：春日市原町3丁目1-7 南側2階

☆ 心の健康相談電話（専用回線）

悩みや不安を電話で聴いてほしい方のための、専用の回線があります。

電話相談員が悩みをお聞きします。

専用TEL : 092(582)7400

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00／13:00～16:00

保健所

こころの健康問題や病気で困っているご本人、ご家族や身近な方からの相談に応じています。

費用は無料です。

予約制となっておりるので、窓口へお問い合わせください。

心の健康相談 毎週木曜日 13時～15時（予約制） 場所：久留米市保健所（久留米商工会議所4F）

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|----------------|-----------------------------|--------------|
| 久留米市 (田主丸町) | 久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム | 0942-30-9728 |
| うきは市 | 北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係 | 0946-22-3965 |

高次脳機能障害

1 高次脳機能障害とは

人間の脳には運動や感覚の機能のほかに、記憶・注意・遂行機能など、人間らしく生きるために重要な機能（＝高次脳機能）が備わっています。脳にダメージを受け、この高次脳機能に障害が生じると日常生活や社会生活を送ることが難しくなります。

高次脳機能障害は外見上わかりにくいため、周囲の理解が得られにくく、ご本人やご家族の負担が大きくなっています。また病状もさまざままで、日常生活に及ぼす影響も個人差があります。そのため本人の状況や病状を正しく理解し、本人にあった環境を整えていく必要があります。

2 福祉制度について

○手帳

行政上「器質性精神疾患」として、精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。

○障害年金

受給条件を満たしていれば、障害年金の申請ができます。

○福祉サービス

診断を受けられた方、手帳をお持ちの方は福祉サービスの申請ができます。

3 相談窓口

診断評価・訓練・福祉サービス、家庭生活や就労、修学等の相談を受けています。

○福岡県高次脳機能障害支援拠点機関

| 機関の名称 | 住 所 | 電話番号 |
|---------------------------|------------------|--------------|
| 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター | 古賀市千鳥3丁目1番1号 | 092-944-1041 |
| 福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター） | 福岡市中央区長浜1丁目2番8号 | 092-721-1611 |
| 産業医科大学病院 | 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号 | 093-603-1611 |
| 久留米大学病院 | 久留米市旭町67番地 | 0942-35-3311 |

○専用ホットライン

専門のスタッフが当事者・家族の方からの相談を受け、市町村や関係機関と連携しながら支援を行っています。

専用TEL：092-944-2011

（福岡県身体障害者リハビリテーションセンター内）

9：15～12：00 13：00～17：00

健康保険 限度額適用認定証

70歳未満の方が医療機関で『限度額適用認定証』を提示すると、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。この適用を受けるためには事前に申請し、認定証を取得する必要があります。

課税世帯には『限度額適用認定証』、非課税世帯には食事代も減額となる『限度額適用・標準負担額認定証』が交付されます。

1 自己負担限度額

(平成 25 年度)

| | 自己負担額（月額） | 4回目以降 ※2 |
|---------|--------------------------------------|----------|
| 上位所得者 | 150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1 % | 83,400 円 |
| 一般 | 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % | 44,400 円 |
| 低所得者 ※1 | 35,400 円 | 24,600 円 |

※1 非課税世帯の方は、入院時の食事代の標準負担額が減額となります。

(1食 260 円 → 210 円、入院 90 日目から 1 食 160 円)

※2 直近 1 年間における 4 回目以降の自己負担額。

2 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

| 国民健康保険加入者 | それ以外の方（社会保険等） |
|-----------------|-----------------|
| ・ 健康保険証 ・ 印鑑 | 各保険者へお問い合わせください |

3 注意点

- 認定証には期限があります。引き続き利用される場合等は更新手続きが必要となります。
- 保険料未納がある場合は、認定証の交付を受けられない場合があります。
- 入院時の食事代や部屋代など、保険適用外のものは対象となりません。
- 自己負担限度額の支払いは各医療機関・各薬局ごとに必要となります。同一月内において複数の医療機関や薬局で自己負担限度額を支払った場合、高額療養費の申請をすることができますので、領収書は大切に保管してください。

4 窓口

| | | 担当 | 電話番号 |
|------|------------|------------------|--------------|
| 国保 | 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| | うきは市 | うきは市市民生活課 国保・年金係 | 0943-75-4973 |
| それ以外 | | 各保険者 | |

重度障害者医療

重度障害者にかかる医療費の一部が助成される制度です。

1 対象者

- ① 身体障害者（身体障害者手帳1、2級の方）
 - ② 知的障害者（療育手帳A判定の方）
 - ③ 重複障害者（身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1判定の方）
 - ④ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級（精神病床への入院を除く）の方）
 - ⑤ 障害基礎年金の1級で、かつ傷病名が知的障害及び精神遅滞の人
 - ⑥ 特別児童扶養手当の1級で、かつ傷病名が知的障害及び精神遅滞の人
- ※所得制限があります
※小学校就学後からの対象となります。
(乳幼児医療が所得制限で該当しない場合は、3歳以上であれば適用されることがあります)
※65歳になっても引き続きお使いいただく場合には、後期高齢者医療の申請が必要です。

2 医療機関での自己負担

| 久留米市 | | うきは市 |
|------|---|---|
| 通院 | 500円（上限）／1ヶ月 | 500円（上限）／1ヶ月 |
| 入院 | 一般 500円／1日 (1ヶ月5000円限度) 低所得 300円／1日 (1ヶ月3000円限度) | 一般 500円／1日 (月20日限度) 低所得 300円／1日 (月20日限度) |

※通院、入院ともに1医療機関毎に自己負担が発生します。

※薬局での自己負担はありません。

※入院時の食事代や部屋代など、保険適用外のものは対象となりません。

※県外では使用できません。県外で診療を受けられた場合は、申請をすることで払い戻しを受けることができます。

3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・健康保険証
- ・障害の程度がわかるもの（手帳等）

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|-----------------|--------------|
| 久留米市（田主丸町） | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市民生活課 国保・年金係 | 0943-75-4973 |

後期高齢者医療制度

平成 20 年 4 月から、それまでの老人保健制度に代わって始まった医療制度です。

この制度の対象者となると、それまでの国民健康保険や被用者保険の資格はなくなり、この後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

1 対象者

次のいずれかに該当する方

- ・ 75 歳以上の方
- ・ 65 歳以上 75 歳未満で、一定の障害のある方
 - 身体障害者手帳 1 ~ 3 級の方
 - 身体障害者手帳 4 級の音声機能または言語機能の障害のある方
 - 身体障害者手帳 4 級のうち、下肢障害の 1 号、 3 号、 4 号のいずれかの障害のある方
 - 療育手帳 A 判定の方
 - 精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級の方
 - 障害年金 1 ・ 2 級の方（国民年金法、旧厚生年金保険法、共済組合法等）
 - 障害年金 1 ~ 4 級の方（労働者災害補償保険法、船員保険法等）

2 保険料

保険料は原則として年金から天引きとなります。年金額などに応じて、①特別徴収 ②普通徴収とに分かれます。

- ① 特別徴収…年金額が年額 18 万円以上で、かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以下の方は年金から天引きされます。
- ② 普通徴収…①以外の方は毎年 7 月以降、9 回に分けて郵送された納付書、または口座振替で納付します。

3 医療費の自己負担割合

医療費の一部負担は、原則として 1 割となります。現役並み所得の場合は 3 割負担となります。

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|-----------------|--------------|
| 久留米市（田主丸町） | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市保健課 国民健康保険係 | 0943-75-4973 |

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

TEL : 092-651-3111

FAX : 092-651-3901 (言語、聴覚などに障害のある方専用)

介護保険制度

介護保険は、40歳以上の方が被保険者（加入者）になって保険料を納め、介護や支援が必要となった場合は、要介護（要支援）の認定申請、認定されることで、様々な介護サービスが利用（原則1割負担）できるようになります。

1 対象者

- ・1号被保険者…65歳以上の方

介護や支援が必要であると認定を受けた方は利用できます

- ・2号被保険者…40歳から64歳の方

医療保険に加入していることが前提となります

老化が原因とされる病気等（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定を受けた方はサービスを利用できます

*介護保険で対象となる特定疾病16種類

40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、介護保険で対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

特定疾病（16種類）

がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

筋萎縮性側索硬化症　　後縦靭帯骨化症

骨折を伴う骨粗しょう症　　多系統萎縮症

初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）

脊髄小脳変性症　　脊柱管狭窄症　　早老症（ウェルナー症候群等）

糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

閉塞性動脈硬化症　　関節リウマチ

慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）

両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2 受けられるサービス

(1) 在宅サービス

自宅を訪問してもらうサービス

- ① (介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプ)
- ② (介護予防) 訪問看護
 - *但し、厚生労働大臣が定める疾患は、介護保険でなく医療保険が適用される。
- ③ (介護予防) 訪問入浴介護
- ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ⑤ (介護予防) 居宅療養管理指導

施設に通って利用するサービス

- ① (介護予防) 通所介護 (デイサービス)
- ② (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

入居先を自宅とみなすサービス

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

施設に短期間泊まるサービス

- ① (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ② (介護予防) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

(2) 施設サービス

- ① 介護老人福祉施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護療養型医療施設

(3) 地域密着型サービス

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 認知症対応型通所介護
- ③ 認知症対応型共同生活介護
- ④ 夜間対応型訪問介護
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 複合型サービス

(4) 自宅の生活環境を整えるためのサービス

- ① 福祉用具貸与、販売
- ② 住宅改修

3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・第1号被保険者（65歳以上）
介護保険被保険者証
- ・第2号被保険者（40歳～64歳）
加入医療保険の被保険者証

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|-------------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市保健課 介護・高齢者支援係 | 0943-75-4960 |

障害者総合支援法に基づくサービス

障害者が地域の中で安心して暮らせる社会を実現するためのサービスがあります。

1 対象者

身体障害、知的障害、精神障害、難病を有する方で、各サービスに定める要件を満たす方。
(介護保険制度対象者は介護保険制度が優先されます)

2 サービスの内容

《自立支援給付》

●介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、家事（調理や掃除など）の援助や入浴など身体の介護を受けられます。また医療機関の通院時の介助があります。

- ・短期入所（ショートステイ）

短期間、施設において夜間も含め食事などの介護を受けられます。

- ・生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において障害者支援施設で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を得られます。

- ・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を行う住居において、食事、入浴、排泄の介助を受けられます。

- ・施設入所支援

●訓練等給付

- ・自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を受けられます。

- ・就労移行支援

一般企業への就労を希望する人が一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を受けられます。

- ・就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方へ働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けられます。

- ・共同生活援助

共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を受けられます。

《自立支援医療》

※別紙参照ください。

《地域生活支援事業》

障害のある方が、その方が有している能力や適性に応じ自立した社会生活を営むことができるよう、住民の方に最も身近な市を中心として実施されています。実施内容は市によって異なっています。

例：相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター

自動車運転免許取得費用の助成、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業

3 手続きの方法

担当窓口にて相談、申請ください。

その後、心身の状況や生活の状況などについて聞き取りを行い、支給決定を行います。（介護給付を希望される場合は、障害程度区分を審査し、区分認定を受けた方を対象に支給決定を行います）

支給決定後は受給者証が発行されますので、事業所と契約いただきサービスの利用をしていただくことになります。

4 窓 口

| 市町名 | 担 当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市（田主丸町） | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

【MEMO】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

浮羽地域在宅医療推進事業
(田主丸・吉井・浮羽) **生活支援 介護 医療**
浮羽医師会は高齢者社会を見据え、
行政・医療・介護との多職種との連携をとり、
在宅で安心して「医療・介護・見守り」が出来るよう、
浮羽地域在宅医療推進事業を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会 ☎ 75-3379
浮羽医師会訪問看護ステーション ☎ 75-2866
(訪問看護・ケアプラン作成) ☎ 839-1321 うきは市吉井町347-17
「認知症・うつ」相談窓口 ☎ 75-8077



成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人（本人）を法律的に保護し、支えるための制度です。家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人を支えるために活動することになります。

1 対象者

精神障害、知的障害、認知症などの理由で、ご自身で判断する能力が不十分な方

2 制度の内容

不動産、預貯金など財産を管理したり、必要な介護や福祉サービスの利用契約を結んだり、遺産分割の協議をする場合などに支援します。また、本人が十分判断できないままに悪徳な契約を結ばれてしまった場合などに保護、支援を行います。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

〈法定後見制度〉

本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプに分けられます。

家庭裁判所によって選ばれた後見人、保佐人、補助人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人が成年後見人等の同意を得ない上で行った不利益な法律行為を後から取り消すことによって、本人を保護、支援します。

〈任意後見制度〉

ご自身が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に自身の生活、療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

後見人となる方は、本人に必要な保護や支援の事情に応じて家庭裁判所が選任します。親族はじめ、法律や福祉の専門家やその他の第三者、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合があります。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告する等、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見の申立てをすることができるのは、本人、その配偶者、四親等内の親族などとなっていますが、身寄りがない等の理由で申立てする人がいない方の保護を図るため、市町村長による法定後見の開始の審判の申立て権が与えられています。

3 必要経費

申立て手数料、登記手数料として5,000円程度かかります。後見申請・保佐申請時には、原則、医師による鑑定が必要なため、別途鑑定料が必要です。鑑定料は個々の事案によって異なります。

また世帯の収入が一定基準を下回っている方を対象に、日本司法支援センター（法テラス）による扶助制度を受けられる場合があります。

4 窓口

・申立て・相談窓口

福岡家庭裁判所 久留米支部 (家事書記官室)

電話：0942-39-6944

場所：久留米市篠山町21

・市の相談窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|----------------|---|------------------------------|
| 久留米市 (田主丸町) | ・田主丸総合支所 市民福祉課 ・久留米東第2地域包括支援センター (田主丸総合支所内) | 0943-72-2113 0943-72-8055 |
| うきは市 | ・うきは市福祉事務所 福祉係 ・うきは市保健課地域包括支援係 (うきは市地域包括支援センター) | 0943-75-4961 0943-75-4105 |

【MEMO】 ·

かかりつけ医と精神科医との連携強化事業

「心の病」も早期発見、早期治療です。

「お父さん！眠れていますか？」

- 疲れているのに、二週間以上
眠れない日が続いている
- 食欲がなく、体重が減っている



もしかしたら「うつ」かも…
かかりつけ医にご相談下さい!



浮羽医師会は「かかりつけ医と精神科医との連携強化事業」を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会・・・ ☎ 75-3379

浮羽医師会訪問看護ステーション・・・ ☎ 75-2866

(訪問看護・ケアプラン作成) ☎ 839-1321 うきは市吉井町347-17

「認知症・うつ」相談窓口・・・ ☎ 75-8077

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

1 対象者

認知症、知的障害、精神障害がある方等で、判断能力が不十分なため、日常生活で困っている方。

2 内容

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言、手続きの援助（同行または代行による援助）を行います。福祉サービスの利用・解約手続き、利用料金の支払い、苦情解決のための制度を利用する手続きの援助を行います。

②日常的金銭管理

年金の受領、医療費や税金、保険料、公共料金の支払いや預貯金の出し入れの援助を行います。

③書類等預かりサービス

日常的金銭管理で使用する通帳や印鑑を預かります。上記以外の書類（権利書、年金証書、契約書、実印）も預かります。

3 費用負担

○久留米市

| 相談及び生活支援に関するサービス | 0円 |
|------------------|---|
| 書類等預かりサービス | ①預金通帳・銀行印 350円／月 ②上記以外の書類 250円／月 (年金証書・権利書・契約書・実印) |
| 日常的金銭管理等 | 1回あたり 1時間まで ・・・ 1,000円 ～1時間30分 ・・・ 1,350円 ～2時間 ・・・ 1,700円 ～2時間30分 ・・・ 2,050円 ～3時間 ・・・ 2,400円 ～3時間以上 ・・・ 2,750円 |

○うきは市

| 相談 | 0円 |
|-----------------|--------|
| 福祉サービスの利用援助サービス | 500円／月 |
| 金銭管理サービス | 500円／月 |
| 保管サービス | 300円／月 |

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|----------------|-------------------------------|--------------|
| 久留米市 (田主丸町) | 久留米市社会福祉協議会 ※田主丸町社協では手続き不可 | 0942-34-3035 |
| うきは市 | うきは市社会福祉協議会 | 0943-76-3977 |

ハローワークの障害者雇用支援

1 対象者

- 身体障害・・・身体障害者手帳所持者
- 知的障害・・・療育手帳所持者 または 知的障害者判定機関の判定書所持者
- 精神障害・・・精神保健福祉手帳所持者
統合失調症、そううつ病、てんかんのいずれかの方（医師の診断書または意見書が必要となります）
- 発達障害・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等（医師の診断書が必要となります）
- 難病・・・医師の診断書が必要となります
- 高次脳機能障害・医師の診断書または意見書が必要となります。

2 支援内容

①障害者トライアル雇用制度

職業経験・技能・知識不足や障害等により就職が困難な方を、一定期間（3ヶ月間）試行的雇用（トライアル雇用）により受け入れていただき、適性や業務遂行の可能性を見極め、事業所と求職者本人の相互理解を促進し、常用雇用を目指していく制度です。

障害者トライアル期間の所定労働時間は、週20時間以上が原則です。

②精神障害者ステップアップ雇用制度

精神障害者が職場で長く勤務し続けられるように、短期間（週10～20時間未満）就労から始め、6ヶ月～1年の期間をかけて、徐々に労働時間を延ばしていき、週20時間以上の就労を目指していく制度です。

③ジョブコーチ支援

求職中に障害がある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う制度です。障害のある方自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員の方に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。

支援機関は1～7ヶ月の間で、2～4ヶ月が目安となります。

3 窓口

ハローワーク久留米

電話：0942-35-8609

住所：久留米市諒訪野町2401

障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活また日常生活における自立を図るために、就職することが困難な障害のある方を職業準備訓練や職場実習へあっせんし、就職に向けての支援を行います。

- ・働きたい、働くうえでの悩みや困っていることの相談をお受けします。
- ・提携施設での基礎訓練や企業での職場実習を通して、働くために必要な訓練を行います。
- ・ハローワークなどの関係機関と連携して、一人一人に合った職場を探します。
- ・就労が継続できるよう、職場を訪問するなど就職後のサポートを行います。
- ・働くうえでの日常生活（健康、人間関係、お金のこと等）について必要な支援を行います。

《サービスの流れ》

○ 就労支援

- ① 相 談・・・ 電話、来所、関係機関からの紹介などにより相談をお受けします。
- ② 登 録・・・ 就職活動を行う際に必要な情報（希望や目標、職歴、資格、障害や症状についてなどをお伺いします。
- ③個別支援計画・・・ お聞きした内容をもとに目標設定を行います。目標に向け、基礎訓練、職場実習などの支援計画を作成します。
- ④基礎訓練職場実習・福祉サービス等での基礎訓練や企業での実習、制度を利用しての準備訓練を行います。就職活動も行い、訓練後の就職を目指します。
- ⑤ 就 職・・・ ハローワーク等と連携し、就職活動を支援します。また、就職に伴う緊張や不安軽減などのアドバイスを行います。
- ⑥職場定着支援・・・ 安定した職業生活を送っていただくために職場訪問を行い、必要時にはご本人と事業主との目標や課題等の確認調整を行います。また、その他の相談もお受けします。

○ 生活支援

就業支援と同時進行で日常生活を支援します。家庭や職場などについて生活上の相談（経済的なこと、衣食住等に関することなど）に応じ、日常生活または社会生活に必要な支援を行います。

《 障害者就業・生活支援センター ぼるて 》

TEL：0942-65-8367

FAX：0942-65-8378

場所：久留米市天神町 101-1 Mビル1F

開所時間：月～金曜日 9：00～17：00

（土・日・祝 休み）

利用料：無料 （ただし、基礎訓練等において施設サービスを利用する場合や、職場実習に必要な交通費、食費などは自己負担になります）

福岡障害者職業センター

障害者に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。相談料は無料です。

(1) 就職や職場適応、職場復帰についての相談を受け、必要に応じて職業能力や適性を明らかにした上で（職業評価）、個別の支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

(2) 就職のための準備が必要な方へ、職業リハビリテーション計画に基づき職業準備支援を行います。

職業準備支援とは・・・

①センター内での作業支援

センター内での作業を通じて、就職を目指すための基本的な労働習慣の体得を図るための支援を行います。

1) 早期就業支援・・職業リハビリテーション計画に基づいて、短期間の作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就業にあたっての配慮事項等を明らかにして、ハローワーク等の職業紹介に移行していきます。

2) ジョブコーチ等移行支援・・職業リハビリテーション計画に基づいて、必要な期間での作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就業にあたっての配慮事項等を明らかにするとともに、通勤、基礎体力、集団参加等の基礎的な能力の向上を図り、その後実際の企業の中での支援（ジョブコーチ支援等）に移行していきます。

②職業準備講習カリキュラム

職業講話、事業所見学、事業所での作業体験等を通じて、職業に関する知識を習得していただくための支援を行います。

③精神障害者自立支援カリキュラム

センター内での対人技能訓練、簡易作業体験等を通じて、障害特性等に配慮しつつ社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

(3) 職場への適応に際して人的な支援が必要な方に対しては、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな支援を行います。

(4) 職場復帰に際して、ウォーミングアップが必要な方に対しては、職場復帰支援（リワーク支援）を行います。

○相談は障害者職業カウンセラーが担当するため予約制となっております。ご利用の際は、あらかじめ電話かFAXでご連絡ください。

電話：092-752-5801 FAX：092-752-5751

場所：福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂5F

受付時間：平日8：45～17：00

精神障害者職親制度（社会適応訓練）

精神障害者の方々は、こころの病により作業能力や対人関係をうまく処理する能力、環境に適応する能力などが低下しているために、病気が回復してもすぐには社会復帰を実現することが困難な状況があります。職親制度とは、そういう方々が一定期間、就労の場で訓練を受けることにより、社会的自立を動機づけ、社会復帰を支援することを目的として設けられた福岡県の制度です。

1 訓練対象者

病状の安定した精神障害者で就労意欲があり、ある程度の作業能力はあるが、一般企業での就労が困難な者。

2 手続き方法

訓練を希望される方は、居住地を管轄する保健所窓口にご相談ください。

訓練を行う職親（協力事業所）がいくつかありますので、主治医の意見を伺ったうえで、事前に見学等をして手続きを行います。

3 窓 口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 | 住 所 |
|----------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 久留米市 (田主丸町) | 久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム | 0942-30-9728 | 久留米市城南町15番地5 |
| うきは市 | 北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係 | 0946-22-3965 | 朝倉市甘木2014-1 |

* * 参考 * *

① 職親（協力事業所）とは

精神障害者の社会復帰に理解があり、社会適応訓練を実施する場を与え、これに協力してくださる事業経営者等で、知事が適当と認めた方（事業所）

② 職親になるための手続き

職親受託申込書を事業所の所在地を管轄する保健所窓口に提出していただき、審査会を経て知事が決定します。

職親として決定されると職親台帳に登録されます。

③ 委託期間について

委託期間は6ヵ月とし、通算3年を限度として更新することができます。

④ 委託料について

対象者1名につき、通院の場合1日2,000円、入院の場合1日1,100円が職親（協力事業所）に支払われます。月20日を限度とします。通院の場合は委託料から1日900円以上を対象者に支払っていただきます。

障害基礎年金・障害厚生年金

● 障害基礎年金

国民年金加入中などに、病気やけがで一定の障害がある状態になったときに申請ができます。障害の程度により 1 級と 2 級があります。（この等級は障害者手帳の等級とは異なります）

1 受給要件

①20 歳未満に初診日がある場合

②国民年金加入中に初診日があり、下記のア、イのいずれかを満たしている場合

ア. 初診日の前 1 年間の年金保険料をきちんと納めている

イ. それまでの年金加入期間の 2 / 3 以上の年金保険料を納めている

上記①②のどちらかを満たし、障害認定日（初診日から 1 年 6 カ月を経過した日）において国民年金法施行令に定める障害程度であること

2 年金額

1 級 年額 973,100 円

2 級 年額 778,500 円

※ 障害年金基礎年金の受給権を得たときに、その人が生計を維持していた子がいる場合は、18 歳到達年度の末日まで（障害のある子の場合は 20 歳未満）の間は次の額が加算されます。

2 人目までの子 1 人につき 年額 224,000 円

3 人目以降の子 1 人につき 年額 74,600 円（平成 25 年 10 月～）

3 問い合わせ先

○ 国民年金加入中に初診日のある方

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|-----------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市市民生活課 国保年金係 | 0943-75-4973 |

○ 厚生年金加入中に初診日のある方

久留米年金事務所

TEL : 0942-33-6192

FAX : 0942-34-2449

住所 : 久留米市諏訪野町 2401

○ 共済年金等加入中に初診日のある方

加入していた各保険の窓口

● 障害厚生年金

厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障害がある状態になったときに申請ができます。障害の程度により1級から3級まで、その他に障害手当金（一時金）があります。（この等級は障害者手帳の等級とは異なります）

1 受給要件

- ①初診日において厚生年金加入中であること
- ②下記のア、イのいずれかを満たしている場合
 - ア. 初診日の前1年間の年金保険料をきちんと納めている
 - イ. それまでの年金加入期間の2/3以上の年金保険料を納めている

上記①②のどちらかを満たし、障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日）において国民年金法施行令または厚生年金法施行令に定める障害程度であること

2 年金額

| | |
|------------|------------------|
| 1級 | 年額 報酬比例の年金額×1.25 |
| 2級 | 年額 報酬比例の年金額×1.0 |
| 3級 | 年額 報酬比例の年金額×1.0 |
| 障害手当金（一時金） | 報酬比例の年金額×2 |

- ※ 障害厚生年金の受給権を得たときにその人が生計を維持していた配偶者がいる場合は、配偶者加給年金額として226,300円が支給されます。（配偶者が自身の年金等を受給できる場合を除く）
- ※ 障害程度 1～3級に該当しない軽度の場合であっても、障害手当金（一時金）が支給される場合があります。

3 問い合わせ先

久留米年金事務所

TEL：0942-33-6192

FAX：0942-34-2449

住所：久留米市諒訪野町2401

特別障害給付金

国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者に対して支給されます。

1 受給要件

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害程度の方
 - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者などの配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害程度の方
- ※障害基礎年金や障害厚生年金を受給できる人は対象外です。
※65歳に達する日の前日までに、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態に該当する人に限られます。

2 支給額

障害基礎年金 1級相当の方 月額 49,500円

〃 2級相当の方 月額 39,600円 (平成25年10月～)

※本人の所得が一定の額以上であるとき、本人が他の年金を受給している場合は、全額または半額の支給が停止される場合があります。

3 問い合わせ先

○各市町窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|----------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市民生活課 国保年金係 | 0943-75-4973 |

○久留米年金事務所

TEL: 0942-33-6192 FAX: 0942-34-2449

住所: 久留米市諒訪野町 2401

○ねんきんダイヤル

TEL: 0570-05-1165

(IP電話やPHSからは 03-6700-1165)

特別障害者手当・障害児福祉手当

● 特別障害者手当

1 対象者

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上のお宅の重度障害のある

①重度の障害が重複している方

②重度の肢体不自由で、かつ日常生活に特別な介護を必要とする方

③心臓・じん臓などの内部障害があり、絶対安静が必要な方

④知的障害、または精神に障害のある方で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

2 支給額 月額 26,260円（平成24年度） ※各年度で変動します

3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。

詳細は窓口にお問い合わせください。

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

● 障害児福祉手当

1 対象者

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満のお宅の重度障害のある

①身体障害者手帳1級および2級の一部の方

②療育手帳Aで、IQがおおむね20以下の方

③血液疾患、肝臓疾患などにより①②と同程度以上の状態にある方

④知的障害または精神に障害のある方で、日常動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

2 支給額 月額 14,280円（平成24年度） ※各年度で変動します

3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。

詳細は窓口にお問い合わせください。

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

特別児童扶養手当・児童扶養手当

● 特別児童扶養手当

1 対象者

20歳未満で障害年金基礎年金受給者と同程度の障害がある児童を監護している父母、または養育者。

※児童が施設に入所している場合や、障害を事由とする公的年金を受給している場合は対象外

2 支給額 月額 1級 50,050円

(平成26年1月現在) 2級 33,330円 (額は改定があります)

3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。

詳細は窓口にお問い合わせください。

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|------------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 子育て支援係 | 0943-75-4961 |

● 児童扶養手当

1 対象者

下記①～⑦に該当し、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している母または父、または父母に代わってその児童を養育している方。

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母に障害がある（障害基礎年金1級程度）
- ④父または母の生死が不明
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている 18歳到達年度の末日までの間にある児童
- ⑦父母が未婚で障害がある場合は20歳未満の児童

※児童が、障害のある父または母に支給されている公的年金額の加算対象になっている場合や、父母などが老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は対象外です。

2 支給額（平成26年1月現在）

| 区分 | 児童1人 | 児童2人 | 児童3人 |
|------|---------------|----------------|----------------|
| 全部支給 | 41,140円 | 46,140円 | 49,140円 |
| 一部支給 | 9,710~41,130円 | 14,710~46,130円 | 17,710~49,130円 |

(額は改定があります)

3 手続きの方法

支給にあたっては、対象者に該当することのほかに、ご家族の所得状況等の様々な条件があります。
詳細は窓口にお問い合わせください。

4 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|------------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 子育て支援係 | 0943-75-4961 |

【MEMO】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったときに、残された心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

1 対象となる人

- ①身体障害者手帳 1、2、3 級をお持ちの方
- ②知的障害のある方
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度の障害と認められる方
(精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

2 加入できる保護者

対象となる心身障害者を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であって、次のすべての要件を満たしている方

- ①福岡県内に住所があること
- ②年齢が満 65 歳未満であること（加入時の年度の 4 月 1 日時点における年齢）
- ③生命保険に加入できる健康状態であること
- ④対象となる心身障害者 1 人に対して、加入できる保護者は 1 人であること

3 掛金月額（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 年齢 | 掛金月額（1 口あたり） |
|---------------|--------------|
| 35 歳未満 | 9,300 円 |
| 35 歳以上 40 歳未満 | 11,400 円 |
| 40 歳以上 45 歳未満 | 14,300 円 |
| 45 歳以上 50 歳未満 | 17,300 円 |
| 50 歳以上 55 歳未満 | 18,800 円 |
| 55 歳以上 60 歳未満 | 20,700 円 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 23,300 円 |

※ 年齢は、加入時の年度の 4 月 1 日の年齢

4 掛金の免除

加入者が、次の「要件 1」「要件 2」の両方に該当し、いずれか長い方の期間、継続して加入された場合は、以後の掛け込みは不要となります。

要件 1：加入日（口数追加分については口数追加日）から 20 年

要件 2：加入日（口数追加分については口数追加日）から加入者が 4 月 1 日時点で満 65 歳である年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の加入応当日の前日までの期間

5 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して掛金の減免を行っている場合がありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

6 年金の給付について

加入者が対象となる心身障害者の生存中にお亡くなりになられたとき、または加入日（口数追加分については口数追加日）以降の疾病または災害を原因として、重度障害状態に該当していると認められたときは、その月から終身にわたり年金が支給されます。

- ・1 口加入の方 月額 20,000 円
- ・2 口加入の方 月額 40,000 円

7 加入の手続き

保護者がお住いの市町村の担当窓口でお申し込みください。

《必要なもの》

- ・印鑑
- ・住民票の写し（申込者及び対象となる心身障害者それぞれに必要です）
- ・対象となる心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び年金証書等、または診断書)

8 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 福祉係 | 0943-75-4961 |

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

資金の種類ごとに、貸付の要件、貸付限度額等それぞれの用途に応じた貸し付けが行われています。
申し込み窓口は現在居住している市区町村社会福祉協議会です。

詳細については、市社会福祉協議会、もしくは福岡県社会福祉協議会へお尋ねください。

○ 市社会福祉協議会

| 市町名 | 担当 | 住所 | 電話番号 |
|----------------|-----------------|--------------------------------|--------------|
| 久留米市 (田主丸町) | 久留米市 社会福祉協議会 | 久留米市長門石 1-1-34 総合福祉センター内 | 0942-34-3035 |
| うきは市 | うきは市 社会福祉協議会 | うきは市吉井町 347-1 うきは市総合福祉センター内 | 0943-76-3977 |

○ 福岡県社会福祉協議会

生活福祉資金部 生活福祉資金課

TEL：092-584-3377

住所：春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 西棟 6F

生活保護

生活していく中で様々な事情で経済的に困ることがあります。生活保護は、このように困っている方に対して経済的な援助を行いながら生活を保障し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

1 生活保護の仕組み

生活保護は世帯を単位として決定されます。つまり一緒に生活している世帯全員の収入が国の定めた最低生活費の基準を下回ったときに保護に該当することになります。

2 最低生活費とは

世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費をあわせたものです。国が定めた基準により、世帯人数、年齢などの世帯の状況によって金額が異なります。

3 生活保護を受ける前に

- ① 生活に困っていますか？
- ② 身内からの援助はありませんか？
- ③ 預金や保険、資産の活用はできませんか？
- ④ 他の制度を活用できませんか？

(年金、雇用保険、健康保険、自立支援医療、傷病手当金、労災保険、児童手当、児童扶養手当など)

4 生活保護が決まるまで

- ① 相談 お近くの民生委員、市町村役場及び福祉事務所へご相談ください。
- ② 申請 福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って、必要事項を記入し提出ください。
- ③ 調査 申請があると福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問等を行い、生活状況や保護の要件が満たされているかどうかを調査します。
- ④ 決定 調査に基づき、国の定めを基準として世帯の最低生活費と収入とを比較し、保護が必要かどうか決定します。
- ⑤ 通知 保護を受けられる場合 → 生活保護開始決定通知書を交付します
保護が受けられない場合 → 生活保護却下決定通知書を交付します

※保護の決定は原則として申請から 14 日以内に、また調査などに時間がかかった場合には 30 日以内に決定し通知されます。

※福祉事務所が行ったこれらの保護決定処分の内容に不服のある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から 60 日以内に福岡県知事に対して、不服の申し立てをすることができます。

5 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2113 |
| うきは市 | うきは市福祉事務所 保護係 | 0943-75-4962 |

所得税控除（障害者控除）

本人またはその家族（控除対象配偶者または扶養親族）が障害者または特別障害者にあたる場合には、「障害者控除」として所得金額から控除することができます。

1 対象者

- 1) 障害者 • • •
 - ①知的障害者（療育手帳B）
 - ②身体障害者手帳3～6級
 - ③戦傷病者手帳
 - ④精神障害者保健福祉手帳2～3級
 - ⑤65歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして
市町村長等の認定を受けている方
- 2) 特別障害者 • •
 - ①知的障害者（療育手帳A）
 - ②身体障害者手帳1～2級
 - ③戦傷病者手帳特別項症～第3項症
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級
 - ⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥常に就寝を要し、複雑な介護をする方
 - ⑦65歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして
市町村長等の認定を受けている方

2 控除額

- 1) 障害者控除
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「障害者」の場合 • • • 27万円
- 2) 特別障害者控除
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「特別障害者」の場合 • • • 40万円
- 3) 同居特別障害者控除の加算
特別障害者控除の対象者で、控除対象配偶者または扶養親族が同居している場合、特別障害者控除も併せて受けられます。 • • • 配偶者控除または扶養控除 + 35万円

3 窓口

詳しくは税務署にお問い合わせください。

○久留米税務署

TEL 0942-32-4461

住所 久留米市諒訪野町 2401-10

住民税の非課税または所得控除

所得のある障害者、もしくは家族（配偶者または扶養家族）が障害者の場合に、住民税が非課税または住民税の所得控除を行うことができます。

1 対象者

- 1) 障害者・・・
 - ①知的障害者（療育手帳B）
 - ②身体障害者手帳3～6級
 - ③戦傷病者手帳
 - ④精神障害者保健福祉手帳2～3級
 - ⑤65歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして
市町村長等の認定を受けている方
- 2) 特別障害者・・・
 - ①知的障害者（療育手帳A）
 - ②身体障害者手帳1～2級
 - ③戦傷病者手帳特別項症～第3項症
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級
 - ⑤原子爆弾被害者として厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥常に就床を要し、複雑な介護をする方
 - ⑦65歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして
市町村長等の認定を受けている方

2 控除額・非課税額

- 1) 障害者控除
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「障害者」の場合・・・26万円
- 2) 特別障害者控除
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「特別障害者」の場合・・・30万円
- 3) 同居特別障害者控除の加算
特別障害者控除の対象者で、控除対象配偶者または扶養親族が同居している場合、特別障害者控除も併せて受けられます。・・・配偶者控除または扶養控除+23万円
- 4) 非課税
前年の合計所得額が125万円以下の障害者（本人のみ）

3 窓口

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市（田主丸町） | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市税務課 | 0943-75-4977 |

自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

1 対象となる自動車

- ①障害者本人が所有し、本人が運転するもの
- ②障害者本人が所有し、その障害者の通勤・通学・通院もしくは日常生活などに使用するため生計を同じくする家族が運転するもの
- ③障害者と生計を同じくする家族が所有し、その障害者の通勤・通学・通院もしくは日常生活などに使用するため、障害者本人または家族が運転するもの
- ④障害者本人が所有し、その障害者の通勤・通学・通院もしくは日常生活などに使用するため常時介護する人が運転するもの

- ※ 軽自動車税の対象となる自動車は、上記と違う場合がありますので、各市町の担当課にお尋ねください。
- ※ 減免の対象となる自動車は障害者1人につき1台のみです。
- ※ 自動車検査証に「自家用」と記載されているものに限ります。

2 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けている方で対象となる等級に当てはまる方（詳しくはお問い合わせの上ご確認ください）

3 窓口

○ 自動車税、自動車取得税

- ① 福岡県久留米県税事務所

TEL 0942-30-1012 FAX 0942-32-3751
住所 久留米市合川町 1642-1

- ② 浮羽地区県税相談窓口（うきは市総合福祉センター内）

TEL 0943-75-2219
住所 うきは市吉井町 347-1

○ 軽自動車税

| 市町名 | 担当 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 久留米市(田主丸町) | 田主丸総合支所 市民福祉課 | 0943-72-2112 |
| うきは市 | うきは市税務課 資産税係 | 0943-75-4977 |

障害者110番

障害のある方やそのご家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・医療・法律問題などの心配事を電話などにより相談をお受けする窓口です。相談料は無料です。

1 対象者

障害のある方やそのご家族等で様々な問題でお困りの方

- ①生命、身体に対する侵害
- ②財産に対する侵害
- ③財産管理、相続関係
- ④金融、消費、契約等
- ⑤雇用、勤務条件関係
- ⑥家族、隣人、職場、施設での人間関係など

2 相談方法

電話、FAX、または来所いただいた面接などがあります。

内容によっては弁護士等の専門家が相談に応じますが、専門相談は予約が必要です。

電話・FAX：092-584-6110

場所：福岡県障害者社会参加推進センター

住所：福岡県春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ東棟6階 障害者110番相談室

| 相談の種類 | 相談員 | 相談日 | 相談時間 | 備 考 |
|------------------|------|---------|------------|----------------------------|
| 一般相談 | 相談員 | 月～日曜日 | 9：00～17：00 | クローバープラザ休館日、祝日、年末年始、お盆はお休み |
| 専 門 相 談 | 法律相談 | 弁護士 | 水曜日 | 13：00～15：00 予約制 |
| | 医療相談 | 医師 | 木曜日 | 13：00～15：00 電話相談 |
| | 年金相談 | 社会保険労務士 | 金曜日 | 13：00～15：00 予約制 |

NTT 電話番号案内の無料措置（ふれあい案内）

目や上肢等の不自由な方、知的障害、精神障害のある方など、電話帳の利用が困難な方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用には事前に登録が必要です）

●対象となる方の範囲

- ・身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - ①視覚障害で1～6級の方
 - ②肢体不自由（上肢・体幹・乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）で1～2級の方
- ・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - ①視力の障害で特別項症～第6項症に該当の方
 - ②上肢の障害で特別項症～第2項症に該当の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●利用のための登録方法

まず、事前登録を行います。

- ①問い合わせ先（0120-104174）に電話します。そこで利用登録の希望と、申込書を郵送していただくよう伝えます。
- ②後日自宅に申込書が届きますので、手続きの案内に従い申込書を記入し、手帳のコピーと一緒に返送します。
- ③後日登録完了のお知らせが届きます。

●利用方法

104番をご利用の際、オペレータに「ふれあい案内」とお伝えいただき、登録された電話番号、暗証番号を告げてください。公衆電話からも同様で、無料でご利用いただけます。

●お問い合わせ先

T E L : 0120-104174

受付時間：午前9時～午後5時（月～金曜）

※土・日・祝日・年末年始は休業

浮羽地域在宅医療推進事業

（田主丸・吉井・浮羽）生活支援 介護 医療
浮羽医師会は高齢者社会を見据え、

行政・医療・介護との多職種との連携をとり、
在宅で安心して「医療・介護・見守り」が出来るよう、
浮羽地域在宅医療推進事業を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会 ☎ 75-3379

浮羽医師会訪問看護ステーション ☎ 75-2866

（訪問看護・ケアプラン作成）〒839-1321 うきは市吉井町347-17

「認知症・うつ」相談窓口 ☎ 75-8077



行政機関 連絡先一覧

1 久留米市役所 〒830-8520 久留米市城南町15番地3 TEL 0942-30-9000

久留米市保健所 〒830-0022 久留米市城南町15-5-4F

| | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0942-30-9724 | FAX 0942-30-9833 |
| 【健康推進課 健康増進チーム】 | TEL 0942-30-9729 | |
| 【保健予防課 精神保健チーム】 | TEL 0942-30-9728 | |

久留米市田主丸総合支所 〒839-1298 久留米市田主丸町459番地11

| | | |
|---------|------------------|------------------|
| 【市民福祉課】 | TEL 0943-72-2112 | FAX 0943-72-3819 |
|---------|------------------|------------------|

2 うきは市役所 〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

| | | |
|-------------|------------------|------------------|
| 【保健課】 | TEL 0943-75-4960 | FAX 0943-75-4963 |
| 【総務課】 | TEL 0943-75-4980 | FAX 0943-75-5509 |
| 【市民生活課】 | TEL 0943-75-3111 | FAX 0943-75-3114 |
| 【農林・商工観光課】 | TEL 0943-75-4975 | FAX 0943-75-3114 |
| 【うきは市福祉事務所】 | TEL 0943-75-4961 | FAX 0943-75-4963 |

【教育委員会】 〒839-1321 うきは市吉井町983-1(生涯学習センター)
TEL 0943-75-4950 FAX 0943-76-4724

3 福岡県北筑後保健福祉環境事務所

本庁舎 〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎1・2階

| | | |
|--------------|------------------|------------------|
| 【代表】総務企画課総務係 | TEL 0946-22-4184 | FAX 0946-24-9260 |
| 【健康増進課健康増進係】 | TEL 0946-22-3964 | |
| 【健康増進課精神保健係】 | TEL 0946-22-3965 | |

分庁舎 〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎2階 FAX 0942-30-1973

| | |
|---------|------------------|
| 【社会福祉課】 | TEL 0942-30-1043 |
|---------|------------------|

4 朝倉市役所 〒838-8601 朝倉市菩提寺412-2

| | | |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0946-22-1111 | FAX 0946-22-1118 |
| 【保険年金課】 | | FAX 0946-22-1129 |
| 【介護サービス課】 | | FAX 0946-23-1536 |
| 【こども未来課】 | | FAX 0946-22-1185 |
| 【行政経営課】 | TEL 0946-22-1117 | FAX 0946-22-1118 |
| 【人権・同和対策課】 | | FAX 0946-24-8857 |
| 【朝倉市福祉事務所】 | | FAX 0946-22-5199 |
| 【環境課】 〒838-0061 朝倉市堤4-6 | TEL 0946-23-1153 | FAX 0946-24-3615 |
| 【農林課】 〒838-1398 朝倉市宮野2046-1 | TEL 0946-52-3150 | FAX 0946-52-1115 |

| | | |
|----------------------|------------------|------------------|
| 朝倉市総合市民センター「ピーポート甘木」 | 〒838-0068 | 朝倉市甘木198-1 |
| 【健康課】 | TEL 0946-22-8571 | FAX 0946-23-0732 |
| 【教育委員会】 | TEL 0946-22-6205 | FAX 0946-22-2811 |

5 筑前町役場

〒838-0298 筑前町篠隈373

| | | |
|----------------------------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0946-42-3111 | FAX 0946-42-2011 |
| 【健康課】 | TEL 0946-42-6649 | |
| 【企画課】 | TEL 0946-42-6603 | |
| 【住民課】 | TEL 0946-42-6606 | |
| 【人権・同和対策室】 | TEL 0946-42-6612 | |
| 【総務課】 | TEL 0946-42-5749 | |
| 【環境防災課】 | TEL 0946-42-6613 | FAX 0946-42-2011 |
| 【農林商工課】 | TEL 0946-42-6614 | |
| 【教育委員会】 〒838-0816 筑前町新町450 | TEL 0946-22-3385 | FAX 0946-22-2879 |

めくばーる 〒838-0802 筑前町久光951-1

| | | |
|--------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0946-24-8763 | FAX 0946-24-8751 |
| 【福祉課】 | TEL 0946-24-8763 | |
| 【こども課】 | TEL 0946-24-8767 | |

6 東峰村役場【小石原庁舎】

〒838-1692

朝倉郡東峰村大字小石原941-9

| | | |
|------------------------------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0946-74-2311 | FAX 0946-74-2722 |
| 宝珠山庁舎 〒838-1792 東峰村大字宝珠山6425 | | |
| 【代表】 | TEL 0946-72-2311 | FAX 0946-72-2038 |
| 【教育委員会】 | TEL 0946-72-2301 | FAX 0946-72-2302 |

7 大刀洗町役場

〒830-1298 大刀洗町大字富多819番地

| | | |
|---------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0942-77-0101 | FAX 0942-77-3063 |
| 【健康福祉課】 | TEL 0942-77-2266 | |
| 【住民課】 | TEL 0942-77-2141 | |
| 【産業課】 | TEL 0942-77-6201 | |
| 【企画財政課】 | TEL 0942-77-0173 | |
| 【教育委員会】 | TEL 0942-77-2670 | FAX 0942-77-2720 |

8 小郡市役所

〒838-0198 小郡市小郡255-1

| | | |
|-------------------|------------------|------------------|
| 【代表】 | TEL 0942-72-2111 | FAX 0942-73-4466 |
| 【総務課】 | | |
| 【介護保険課】 | | |
| 【人権・同和対策課】 | | |
| 【市民課】 | | FAX 0942-73-2260 |
| 【生活環境課】 | | FAX 0942-72-2131 |
| 【農業振興課】 | | FAX 0942-72-9745 |
| 【小郡市福祉事務所】 | | FAX 0942-73-2555 |
| 【教育委員会】 小郡市大保1476 | TEL 0942-72-4610 | FAX 0942-72-4619 |

小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

〒838-0126 小郡市二森1167-1

| | | |
|-------|------------------|------------------|
| 【健康課】 | TEL 0942-72-6666 | FAX 0942-72-6477 |
|-------|------------------|------------------|

「認知症・うつ」相談窓口

物忘れが気になる時・・・（認知症かも？）

気分の落ち込みが続く時・・・（うつかも？）



適切な診断、治療で改善することがあります。どうぞご相談ください。

月曜日～金曜日の平日受付時間 11：00～15：00

浮羽医師会 「認知症・うつ」相談窓口

☎0943-75-8077

一般社団法人 浮羽医師会

Social Support のために

～地域医療・福祉～ 社会資源集

浮羽地域在宅医療推進事業

“かかりつけ医と精神科医との連携強化”

平成 26 年 4 月 1 日 発行

発行者 一般社団法人 浮羽医師会 会長 戸次鎮史

編 集 一般社団法人 浮羽医師会

印 刷 赤穂印刷株式会社

〈免責事項〉

記載の内容については、予告なく変更されることがありますので、直接行政機関等にご確認下さい。
掲載されている情報によって被った損害、損失に対して一切の責任を負いません。